平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号（以下単に「告示」という。）第一号に掲げる工事（同号に規定するIII-1キッチンを設置するものを除く。）	百六十四万九千二百円
告示第一号に掲げる工事のうち、同号に規定するIII-1キッチンを設置するもの	四十三万四千七百円
告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの	百四十万六千円
告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）	八十三万七千八百円
告示第二号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）	五十八万九千三百円
告示第三号に掲げる工事	五十三万二千百円
告示第四号に掲げる工事のうち、地上階と玄関を増設するもの	六十五万五千三百円
告示第四号に掲げる工事のうち、地上階以外の階と玄関を増設するもの	百二十四万四千五百円

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百八十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十五項第三号の規定に基づき、平成五年建設省告示第千九百三十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百八十八号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十一の二第一項の規定に基づき、平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「居住者」を「個人」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百八十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十五項第六号、同令第二十六条の四第七項及び同条第十八項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「第26条の4第8項」を「第26条の4第7項」に改める。

1を次のように改める。

1　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　地域区分　エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）別表第4に掲げる地域区分をいう。

二　断熱等性能等級　日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表2－1の(ハ)項に掲げる「5－1断熱等性能等級」をいう。

三　窓の断熱性を高める工事　全ての居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。）の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表1－1－1に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。

四　窓の日射遮蔽性を高める工事　居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位に応じ、施工後に新たに別表1－1－2に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。

五　窓の断熱性を相当程度高める工事　全ての居室の外気に接する窓の断熱性を相当程度高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表1－2に掲げる基準値以下となるものをいう。

六　窓の断熱性を著しく高める工事　全ての居室の外気に接する窓の断熱性を著しく高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表1－3に掲げる基準値以下となるものをいう。

七　天井等の断熱性を高める工事　屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井の断熱性を高める工事（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）附則5(1)に掲げる部分以外の部分（以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。）の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅にあっては熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるもの（断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるもの（鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあっては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、地域、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。以下同じ。）の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁（以下「一般部」という。）の断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）を貫通する金属製下地部材（以下「金属部材」という。）の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、別表4に掲げる基準値以上となるものをいう。